

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(集計表)

単位 面積：ha

種 類	面 積
水 源 かん 養 保 安 林	8,100
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	725
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	153
飛 砂 防 備 保 安 林	337
防 風 保 安 林	97
水 害 防 備 保 安 林	0
潮 害 防 備 保 安 林	330
干 害 防 備 保 安 林	269
落 石 防 止 保 安 林	1
魚 つ き 保 安 林	163
航 行 目 標 保 安 林	4
保 健 保 安 林	2,809
風 致 保 安 林	0
国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	82
国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域	1,385
国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域	504
県 立 自 然 公 園 第 1 種 特 別 地 域	—
県 立 自 然 公 園 第 2 種 特 別 地 域	18
県 立 自 然 公 園 第 3 種 特 別 地 域	690
都 市 計 画 法 に よ る 風 致 地 区	—
都 市 緑 地 法 に よ る 特 別 緑 地 保 全 地 区	—
鳥 獣 保 護 法 に よ る 特 別 保 護 地 区	290
文 化 財 保 護 法 に よ る 史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 に 係 る 指 定 地	777
県 自 然 環 境 保 全 条 例 に よ る 特 別 地 区	133
急 傾 斜 崩 壊 危 険 区 域	79
砂 防 指 定 地 区	1,682

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域	
水源かん養保安林	大 多 喜 町	5, 13, 16~19, 31~37, 41, 42, 71, 80, 81, 99, 100, 102, 103, 117	707.3
	御 宿 町	4	0.1
	小 計		707.4
	館 山 市	1, 36, 50, 62,	42.0
	鴨 川 市	(旧鴨川市) 2, 3, 5, 7~11, 15, 17~19, 29, 30, 36, 37, 51, 52, 58~60, 64, 69, 82, 83, 85, 87, 93 (旧天津小湊町) 11, 13~20, 29, 34, 38, 46~58	2,182.3
	南 房 総 市	(旧富浦町) 6, 8, 12~14, 18~20 (旧富山町) 8, 21 (旧三芳村) 4, 6~12, 18, 20 (旧千倉町) 10, 15, 25, 26 (旧丸山町) 7, 9, 14, 16, 17, 20 (旧和田町) 4, 12, 14, 16~22, 24	916.5
	小 計		3,140.8
	木 更 津 市	48	26.4
	君 津 市	15, 46, 49, 54, 56, 66~71, 73~89, 120, 122, 126, 128, 131, 132, 134~137, 141~144, 166, 169, 171, 174, 176, 180, 210~238	3,731.5
	富 津 市	30, 45, 48, 51, 52, 55~62, 64, 65, 67, 68, 76, 78, 79, 84~87, 130	494.0
	小 計		4,251.9
	計		8,100.1

施 業 方 法 立木の伐採の方法及びその限度	法 そ の 他
<p>1. 伐採方法</p> <p>(1) 主伐にかかる伐採種は、定めない。</p> <p>(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐として伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2. 伐採の限度</p> <p>(1) 伐採の年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、当該保安林またはその集団について、植栽の指定樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢に相当する数で除して得た面積に、前伐採年度における伐採について、森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐採面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。</p> <p>(2) 伐採の年度ごとに間伐による伐採をすることができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の2を超えず(ただし指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、立木材積の10分の3.5を超えないものとする。)、かつ、その伐採によりその森林にかかる樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p> <p>(3) なお、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所について択伐する場合の伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積の限度は、次のとおりとする。</p> <p>ア 植栽の指定がある場合</p> <p>当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が、10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。</p> $(V_o - V_s \times 7 / 10) \times 1 / V_o$ <p>V_o: 当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積 V_s: 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積</p> <p>イ 植栽の指定がない場合</p> <p>当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が、10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。</p>	<p>1. 植栽</p> <p>伐採をした日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内にヘクタール当たり3,000本以上(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所についてはそれぞれに定める本数以上とする。)を均等に分布するように植栽する。</p> <p>樹種は、スギ、ヒノキ、マツから選び(ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、それぞれ定める樹種から選ぶものとする。)、満1年生以上の苗木とする。</p> <p>2. その他</p> <p>家畜の放牧または落葉下草、土石の採取は原則として禁止する。</p>

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域	
土砂流出防備林 保安林	勝 浦 市		0.2
	い す み 市	(旧夷隅町) 33 (旧大原町) 9, 43	2.1
	大 多 喜 町	15, 16, 32~34, 45, 47, 52, 54, 55, 58~ 60, 76, 77, 85, 88, 90, 92, 100, 105	29.1
	小 計		31.4
	館 山 市	1, 2, 43, 45~47, 49	3.8
	鴨 川 市	(旧鴨川市) 14, 15, 35, 43, 48~50, 53 ~, 58, 60~65, 67~69, 73, 79, 80, 82, 83, 85~88, 90~92, 95~97, 99~103, 105, 117, 119, 120 (旧天津小湊町) 5, 6, 31, 32, 35, 36, 37	148.9
	南 房 総 市	(旧富浦町) 6, 12, 16, 18 (旧富山町) 3, 15~21, 30, 32, 39 (旧三芳村) 5, 8, 13, 14, 18, 21 (旧千倉町) 13, 19, 21~23, 33 (旧丸山町) 6~8, 13, 15, 16, 18, 20~22, 24 (旧和田町) 4, 6, 8, 10, 13, 15~18, 20~26	148.8
	鋸 南 町	6, 8, 17~19, 26, 27, 36, 41, 48, 49	10.2
	小 計		311.6
	木 更 津 市	47, 52, 54, 55, 59, 60, 63~66, 69, 70, 74	39.2
	君 津 市	8~10, 14, 19, 20, 27~31, 33, 37~42, 44~49, 51, 53~55, 57~59, 62, 65, 66, 70, 91~95, 97, 100, 101, 106, 108~111, 113, 115, 116, 126, 131, 132, 135, 136, 141, 142, 145~147, 150, 151, 153, 155, 157, 158, 160, 163, 165, 169, 182, 183, 190, 192, 194~198, 202, 209	256.4
	富 津 市	11, 21, 22, 24, 25, 27, 29~39, 57~59, 61, 65, 67~70, 77, 81, 82, 91, 105, 106, 108, 109, 114~116, 125~127, 134	85.9
	袖 ヶ 浦 市	20, 22	0.3
	小 計		381.9
	計		724.9

施 業 方 法	法
立木の伐採の方法及びその限度	そ の 他
<p>1. 伐採方法</p> <p>(1) 主伐は択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐として伐採することができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>2. 伐採の限度</p> <p>(1) 伐採の年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、次のとおりとする。</p> <p>ア 植栽の指定がある場合</p> <p>当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た率又は次の算式により算出された率のいずれか小さい率をいい、その割合が、10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。</p> $(V_o - V_s \times 7 / 10) \times 1 / V_o$ <p>V_o：当該伐採年度の初日における当該森林の立木材積 V_s：当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積</p> <p>イ 植栽の指定がない場合</p> <p>当該伐採年度初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が、10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。</p> <p>(2) 伐採の年度ごとに間伐による伐採をすることができる立木の伐採の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の2を超えず（ただし指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、立木材積の10分の3.5を超えないものとする。）、かつ、その伐採によりその森林にかかる樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1. 植栽</p> <p>伐採をした日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内にヘクタール当り3,000本以上（ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所についてはそれぞれに定める本数以上とする。）を均等に分布するように植栽する。</p> <p>樹種は、スギ、ヒノキ、マツから選び（ただし、指定施業要件の変更及び平成14年度以降に指定した箇所については、それぞれ定める樹種から選ぶものとする。）、満1年生以上の苗木とする。</p> <p>2. その他</p> <p>家畜の放牧または落葉下草、土石の採取は原則として禁止する。</p>

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域	
土砂崩壊防備林 保安林	勝 浦 市	10, 19, 21, 23, 25, 31, 36~40, 45, 52, 54, 55	12.3
	い す み 市	(旧夷隅町)6, 8, 14, 15, 17, 19, 29, 30 (旧大原町)4, 6, 7~9, 25, 32~34, 37, 40, 43, 47, 55~57, 59, 60 (旧岬町)6, 12, 18, 19, 21, 24, 26	19.8
	大 多 喜 町	3, 16, 21, 22, 24, 53, 54, 86, 108, 117~120	22.2
	御 宿 町	5, 9, 10, 13, 14, 19	2.1
	小 計		56.5
	館 山 市	3, 24, 73, 77	4.4
	鴨 川 市	(旧鴨川市)31, 35, 43, 48, 57, 59, 61, 63, 64, 69, 73, 95, 97, 105, 109, 120 (旧天津小湊町)4, 26, 31, 32, 34, 36, 39	15.8
	南 房 総 市	(旧富浦町)4, 5, 8, 23 (旧富山町)13, 14, 17 (旧三芳村)1, 3, 4, 18, 22, 25, 26 (旧白浜町)13 (旧丸山町)3, 5, 22, 26, 27 (旧和田町)13, 24, 25	15.1
	鋸 南 町	14, 25, 37, 38, 52	6.5
	小 計		41.9
	木 更 津 市	7, 43, 46, 56, 58, 61, 66, 69, 72	5.4
	君 津 市	1, 10, 14, 20, 21, 24, 29, 50, 51, 56, 65, 77, 78, 86, 101, 102, 115, 136, 137, 140, , 146, 148, 157, 175, 176, 181, 182, 187, 193, 197~200, 202	27.8
	富 津 市	8, 10~13, 16~18, 24~26, 31, 32, 38, 58, 65, 66, 70, 73, 86, 88, 102, 107, 116, 118, 119, 121, 123~125, 132, 134~137, 143	19.9
	袖 ヶ 浦 市	2, 19	1.4
	小 計		54.5
	計		152.8
	飛砂防備保安林	い す み 市	(旧大原町)1 (旧岬町)30
御 宿 町		2	6.6
小 計			26.0
館 山 市		25, 26	115.8
鴨 川 市		(旧鴨川市)1, 124	11.8
南 房 総 市		(旧富山町)1 (旧白浜町)1, 3 (旧千倉町)37 (旧丸山町)1 (旧和田町)1, 9, 10, 30	68.8
小 計			196.5
木 更 津 市		1	5.0
富 津 市		1, 2	109.8
小 計			114.8
計		337.3	

施 業 方 法	法
立木の伐採の方法及びその限度	そ の 他
<p>土砂流出防備保安林に同じ。</p>	<p>土砂流出防備保安林に同じ。</p>
<p>土砂流出防備保安林に同じ。</p>	<p>土砂流出防備保安林に同じ。</p>

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域	
防 風 保 安 林	勝 浦 市	23	7.9
	い す み 市	(旧岬町)26	0.2
	御 宿 町	4	4.3
	小 計		12.4
	館 山 市	4, 19, 26	10.6
	鴨 川 市	1	8.0
	南 房 総 市	(旧富浦町)4 (旧富山町)1 (旧千倉町)37 (旧丸山町)1 (旧和田町)30	25.6
	鋸 南 町	28~30	1.5
	小 計		45.8
	富 津 市	1~3, 18~21	30.3
	袖 ヶ 浦 市	5	8.0
	小 計		38.4
	計		96.5
	水 害 防 備 保 安 林	富 津 市	3
計			0.2
潮 害 防 備 保 安 林	い す み 市	(旧大原町)1 (旧岬町)30	21.0
	小 計		21.0
	館 山 市	25, 26	119.2
	鴨 川 市	1, 96, 124	8.1
	南 房 総 市	(旧白浜町)1, 3 (旧千倉町)37 (旧丸山町)1 (旧和田町)1, 9, 10, 30	66.6
	鋸 南 町	3	1.5
	小 計		195.4
	木 更 津 市	1	5.0
	富 津 市	1, 2	108.3
	小 計		113.3
計		329.7	
干 害 防 備 保 安 林	大 多 喜 町	102	4.5
	小 計		4.5
	鴨 川 市	(旧鴨川市)21, 22, 25, 26, 81	154.2
	南 房 総 市	(旧千倉町)29~31 (旧和田町)16, 25	43.7
	小 計		197.9
	君 津 市	136, 143	2.2
	富 津 市	36, 37, 62, 66, 78, 86~89, 107	64.8
小 計		67.0	
計		269.5	
落 石 防 止 保 安 林	鴨 川 市	103	1.0
	計		1.0

施 業 方 法	法
立木の伐採の方法及びその限度	そ の 他
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積
	市 町 村	区 域	
魚 つ き 保 安 林	勝 浦 市	20, 23, 38, 40, 43, 52, 54, 55	30.8
	い す み 市	(旧大原町) 54, 56~58, 60	12.5
	御 宿 町	1, 2, 14	24.2
	小 計		67.6
	館 山 市	3	4.2
	鴨 川 市	(旧鴨川市) 96, 114, (旧天津小湊町) 1, 26, 36	28.3
	鋸 南 町	28, 52	23.4
	小 計		55.9
	富 津 市	12, 19, 21, 135~139	39.1
	小 計		39.1
	計		162.6
航 行 目 標 保 安 林	勝 浦 市	40	0.0
	御 宿 町	4	1.6
	小 計		1.6
	君 津 市	1	2.1
	小 計		2.1
計		3.7	
保 健 保 安 林	大 多 喜 町	16	68.6
	御 宿 町	2, 4	8.8
	小 計		77.4
	館 山 市	3, 25, 26, 36	138.8
	鴨 川 市	(旧鴨川市) 1, 21, 22, 25, 26 (旧天津小湊町) 10, 11, 13~16	394.9
	南 房 総 市	(旧千倉町) 29~31 (旧丸山町) 1 (旧和田町) 1, 9, 10, 30	37.5
	鋸 南 町	3	1.3
	小 計		572.4
	君 津 市	74~76, 78~85, 87, 88, 128, 131, 132, 135~137, 141	1,742.4
	富 津 市	1, 2, 11, 12, 51, 52, 55, 56, 61, 65, 67, 76, 78, 79	405.5
	袖 ヶ 浦 市	5, 22	11.3
	小 計		2,159.3
計		2,809.1	
風 致 保 安 林	館 山 市	4	0.1
	南 房 総 市	4	0.0
	計		0.1

施 業 方 法	法
立木の伐採の方法及びその限度	そ の 他
土砂流出防備保安林に同じ。	土砂流出防備保安林に同じ。

種類	森林の所在			面積	施業方法	
	市町村	区域(林班)			立木の伐採方法及びその限度	その他
		旧市町村	林班			
国定公園 第1種 特別地域	勝浦市	勝浦市	23,40	8.9	1 森林の施業は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り 単木択伐を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10 年以上加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積量の10%以内とす る。	伐採に は知事 の許可 が必要
	小計			8.9		
	鴨川市	鴨川市	114	7.7		
		天津小湊町	58,59			
	南房総市	和田町	18	0.1		
	鋸南町	鋸南町	1,2	38.1		
	小計			45.9		
	富津市	富津市	1,143,150	31.0		
	小計			31.0		
計			85.9			
国定公園 第2種 特別地域	勝浦市	勝浦市	20,23,34,36~38 40,43,52,54~56	259.0	1 伐採方法 (1) 森林の施業は択伐法によるものとする。 ただし、風致に支障がない限り皆伐法によ ることができる。 (2) 国定公園計画に基づく車道、集団施設地 区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林 分、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法 によるものとする。 (3) 主伐として伐採できる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画 で定める標準伐期齢以上のものとする。 2 伐採の限度 (1) 択伐率は用材林において現在蓄積の30% 以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採及び更新に際し風致上特に必要と認 める場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更 を要望することができる。 (3) 特に指定した風致樹については、保育及び 保護に努めること。 (4) 皆伐法による場合はその伐区を次のとおり とする。 ア 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、 疎密度3より多く保存木を残す場合または 車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の 主要公園利用地点から望見されない場合 は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連 続して設定することはできない。 この場合においても伐区は努めて分散させ なければならない。	伐採に は知事 の許可 が必要
	いすみ市	大原町	1,54,56~58,60	114.4		
		岬町	1,2			
	御宿町	御宿町	1~4,14	111.3		
	小計			484.6		
	館山市	館山市	3,7,15,16,18,20, 23~26,36	338.3		
	鴨川市	鴨川市	1,96,114,124	184.5		
		天津小湊町	1,3,4,25,26,36			
	南房総市	富浦町	1,3,23,24	113.1		
		富山町	1,41			
		白浜町	3			
		千倉町	37			
	丸山町	1				
	和田町	1,9,10,30				
	鋸南町	鋸南町	1,2,3,28,30,52	55.7		
	小計			691.6		
君津市	君津市	151	0.0			
富津市	富津市	1,2,11,18,19, 21,135~137,139, 149~151	180.2			
小計			180.2			
計			1,356.4			
国定公園 第3種 特別地域	いすみ市	大原町	1	22.9	森林の全般的な風致の維持を考慮して施 業を実施し、特に施業の制限はしないもの とする。	伐採に は知事 の許可 が必要
		岬町	30			
	小計			22.9		
	鴨川市	天津小湊町	39,40,58	118.8		
	小計			118.8		
	君津市	君津市	56,57,65	285.2		
	富津市	富津市	11,12,15,16,19,20	70.3		
	小計			355.5		
計			497.2			

種類	森林の所在			面積	施業方法	
	市町村	区域(林班)			立木の伐採方法及びその限度	その他
		旧市町村	林班			
県立公園 第2種 特別地域	南房総市	富山町	35,36	17.8	国定公園第2種特別地域に同じ。	
	計			17.8		
県立公園 第3種 特別地域	南房総市	富山町	3,5~8,12,31~36	393.3	国定公園第3種特別地域に同じ。	
	小計			393.3		
	君津市	君津市	16,67,73~76	272.8		
	富津市	富津市	23,27,51	23.1		
	小計			295.8		
	計			689.1		
鳥獣保護 法による 特別保護 地区	館山市	館山市	36	10.4	1 伐採方法 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められる森林は、択伐による。その他の森林にあつては、伐採種は定めのないものとする。 なお、保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。 2 伐採の限度 当計画の初年度以降5年間に皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。	
	鴨川市	天津小湊町	49	29.0		
	南房総市	丸山町	14,16	80.1		
	小計			119.4		
	君津市	君津市	237	75.1		
	富津市	富津市	1	66.9		
	小計			142.0		
	計			261.5		
文化財保護法による 史跡名勝天然記念物に係る 指定地	館山市	館山市	71	4.0	「文化財保護法」第81条の規定による。	
	南房総市	富浦町	3	0.2		
	小計			4.2		
	君津市	君津市	66~69,73~77	669.8		
	富津市	富津市	51,53~58,122	96.2		
	小計			766.1		
	計			770.3		
県自然環境保全条例による 特別地区	南房総市	千倉町	4,5,7,10,14	22.6	【高塚山自然環境保全地域】主伐は単木択伐による。主伐ができる立木は、標準伐期齢以上のものとする。伐採年度ごとの主伐の限度は、現在蓄積の10%以内とする。 【崖地植生自然環境保全地域】主伐は択伐(択伐率現在蓄積の30%以内)による。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(1伐区の面積は2ha以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	
	小計			22.6		
	木更津市	木更津市	43,46,59	8.9	立木の伐採は、標準伐期齢以上のものとする。	
	君津市	君津市	79,81	102.1	【元清澄自然環境保全地域】主伐は単木択伐による。伐採年度ごとの伐採立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における立木材積に択伐率(年生長率に、前回伐採した伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合で、10分の1を超えるときは10分の1とする。)を乗じた材積とする。ただし、保安林の機能の維持又は強化を図るため、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、択伐率は10分の3以内とする。 【清和自然環境保全地域】主伐は択伐による。ただし、保安林の機能の維持又は強化を図るため、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐を行うことができる。伐採年度ごとの択伐の限度は、現在蓄積の30%以内、小面積皆伐の場合は、1伐区の面積は2ha以内とする。	
	小計			111.0		
	計			133.6		

種類	森林の所在			面積	施業方法	
	市町村	区域(林班)			立木の伐採方法及びその限度	その他
		旧市町村	林班			
急傾斜地崩壊危険区域	勝浦市	勝浦市	22,23,25,26,44,54	14.0	森林の施業は原則として択伐法によるものとする。 ただし、崩壊の恐れが少ないと認められる場合には、小面積皆伐(1伐区の面積は2ha以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。	
	いすみ市	大原町	56,57,59,60	6.7		
	御宿町	御宿町	2,13	0.9		
	小計			21.5		
	館山市	館山市	3	0.1		
	鴨川市	鴨川市	96,114	7.6		
		天津小湊町	25,36			
	南房総市	丸山町	22,27	2.5		
	鋸南町	鋸南町	52	3.3		
	小計			13.5		
	木更津市	木更津市	43,46	3.1		
	君津市	君津市	39,146,151,174,193,197	17.6		
	富津市	富津市	11,12,22,138,151	9.2		
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	5,7~9,18	14.2		
	小計			44.1		
	計			79.1		
砂防指定地区	大多喜町	大多喜町	16~18,32,34,36,54,65,66	165.5	土砂の流出と林地の保水を考慮して、施業を実施し、特に施業の制限はしないものとする。	
	小計			165.5		
	鴨川市	鴨川市	14,54~57,86	131.9		
	南房総市	富山町	34,35	20.7		
	鋸南町	鋸南町	38,41,43~46	191.0		
	小計			343.7		
	君津市	君津市	94,95,108,109,112	220.1		
	富津市	富津市	87,107~117,127~131	922.0		
	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市	14,16	25.6		
	小計			1,167.7		
	計			1,676.9		

(注) 区域欄の数字は、林班番号である。

2 その他必要な事項

房総の美しい景観を形成し多様な生物の宝庫である里山を良好な状態で次代に引き継ぐことを目的に、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく県、市町村、県民、里山活動団体、森林所有者等の適正な役割分担と協働を促進し、企業や民間団体、みどりのボランティア等による森林・里山の保全・整備活用を推進します。